

# 平成18年度から介護保険の保険料が変わります。

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料が平成18年度から統一され、以下のように変わります。

保険料段階	対 象 者	保険料(年額)
第1段階	生活保護の受給者および世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	20,400円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年度の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	25,500円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税であって、第2段階以外の人	30,600円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の人	40,800円
第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の人	51,000円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の人	61,200円

※税制改正により、保険料段階が上がってしまう人には、段階的に緩和措置がとられます。

## ● 乳幼児健診について4月から次のように変わります。

- ☆4.7.10か月児健診……………全町の対象児について毎月保健センタ…(旧川辺)にて実施します
- ☆1歳6か月児.3歳6か月児健診……………全町の対象児について2か月に1回保健福祉センタ…(旧美山)にて内科・歯科検診を実施します
- ☆2歳児歯科検診……………全町の対象児について3か月に1回健康管理センタ…(旧中津)にて歯科検診を実施します。育児相談も同時に実施します  
(対象の方には個別に通知をします)

## ● 医療機関における婦人科検診の受診券発行のお知らせ

子宮がん・乳がん検診を医療機関で受診希望の方は、平成18年4月から検診受診票を発行いたします。役場保健福祉課または、中津支所、美山支所へ申し出て下さい。電話でも受付いたします。乳がん検診を受診される方は4月から日高総合病院、北出病院、和歌山病院に限られます。

## ● 平成18年度から予防接種の制度が変わります。

平成18年4月1日から、麻しんと風しんのワクチンが混合ワクチンとなり、接種対象期間が  
 第1期：満1歳から2歳まで、  
 第2期：5歳以上7歳未満の小学校に入学する前年度の者  
 に変わります。また、麻しん・風しん混合ワクチンとBCGワクチンの接種が医療機関での個別接種に変わります。  
 接種対象者には、各予防接種の接種時期に通知いたします。  
 他の予防接種については従来どおり集団接種にて実施いたします。



お問い合わせは、 本 庁 保健福祉課 ☎22-9041  
 中津支所 住民福祉課 ☎54-0324  
 美山支所 住民福祉課 ☎56-0394

## 平成18年度狂犬病予防【集合】注射及び飼い犬の登録について

- 川辺地区 5月15日(月)、16日(火)、17日(水)
- 中津地区 5月18日(木)、19日(金)
- 美山地区 5月22日(月)、23日(火)、24日(水)



今年も上記の日程で集合注射を実施します。飼い犬は、生涯一度の登録と年一回の狂犬病予防注射の実施が必要です。  
詳しくは、生活環境課(☎22-2048)までお問い合わせください。

## 平成18年4月1日から新しく【日高川町指定ごみ袋】を販売します。

### 《新しい販売価格》

ごみの種類	新しい販売単価		平成18年3月末までの単価	
	平成18・19年度	平成20年度～	川 辺	中津・美山
1 焼却【大】ごみ袋	40円	50円	50円	30円
			焼却【小】ごみ袋	30円
2 資源ごみ袋	40円	50円	50円	30円
3 燃えない複雑ごみ袋	40円	50円	50円	30円
4 小型プラスチックごみ袋	40円	50円	—	—
5 燃える大型ごみステッカー	40円	50円	100円	—
6 燃えない大型ごみステッカー	40円	50円	100円	—

### 《旧町村名の指定ごみ袋の使用等について》

移行期間を設けますが、地域やごみの種類により、扱い(交換可・不可など)が違いますので、下記の表を参考にしてください。

ごみの種類	川 辺	中 津 ・ 美 山
1 焼却【大】ごみ袋 焼却【小】ごみ袋	4月1日以降もご使用いただけます。 価格変更により交換を希望される方は、平成18年4月28日までに本庁生活環境課までお越し下さい。	平成18年6月分の収集までご使用いただけます。交換は出来ませんので“買いすぎ”に注意してください。
2 資源ごみ袋	4月の収集分から、専用のごみ袋をご利用ください。	大型ごみを出す場合には、“ごみステッカー”が、必要になりました。ご注意ください。
3 燃えない複雑ごみ袋		
4 小型プラスチックごみ袋	4月1日以降もご利用いただけます。 交換を希望される方は、平成18年4月28日までに本庁生活環境課までお越し下さい。	
5 燃える大型ごみステッカー		
6 燃えない大型ごみステッカー		

- 中津地区の焼却ごみ(小)は、廃止されました。平成18年6月分の収集までご使用いただけます。(交換は出来ませんので“買いすぎ”にご注意ください。)
- 指定ごみ袋の交換は、役場本庁・各支所・出張所で実施します。販売店では交換出来ませんのでご注意ください。
- 交換希望の方は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに担当窓口へお越し下さい。
- ごみの分け方が、わからない場合は、右記までお問い合わせください。

#### ☆お問い合わせ先

本 庁 生活環境課 ☎22-2048  
 中津支所 住民福祉課 ☎54-0324  
 美山支所 住民福祉課 ☎56-0323  
 寒川出張所 ☎58-0001